平成２７年（フ）第３０号
熊本県山鹿市川端町611番地　パレーシャル103
債務者　亀崎　肇夫
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２７年（フ）第９０４号
東京都小平市仲町279番地の36グリーンリバー106号
債務者　橋本　　昭
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２６号
愛知県豊川市上野２丁目189番地
債務者　木下美也子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１８０４号
神奈川県大和市中央林間５丁目３番20号　レジデンスダイオー302
債務者　下田　琢巳
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２３号
神奈川県藤沢市善行２丁目24番地の11　ジェネス伍番館106号
債務者　熊山　幸晴
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０２５号
横浜市神奈川区松見町３丁目911番地26
債務者　小泉　　堅
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５９号
東京都小平市美園町１丁目８番１―1104号
債務者　伊澤　　眞
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９８５号
東京都調布市多摩川３丁目53番地８リヴァブル多摩川102
債務者　松崎　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３８９号
大阪府門真市脇田町２番３―407号
債務者　村田　浩幸
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５１号
大阪市西区本田４丁目６番20―420号
債務者　鈴木　貴充
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５３号
大阪市浪速区敷津西２丁目２番２―502号
債務者　若松　明美
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７２号
熊本県八代市大福寺町111番地２（201）、前住所熊本県八代市大福寺町944番地（208）
債務者　椎葉有希子（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月４日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第５５号
長野県佐久市岩村田973番地５　シャーメゾン枇杷坂Ａ101
債務者　日向　　始
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第５６号
長野県佐久市岩村田973番地５　シャーメゾン枇杷坂Ａ101
債務者　日向かよみ
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２０００号
神奈川県高座郡寒川町岡田５丁目14番10号　メゾンソレイユＢ101
債務者　日高　素子（旧姓金谷）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部